

北区公園総合整備構想（案）及び北区公園魅力向上推進プラン（案）
パブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- 意見提出期間：令和2年12月10日（木）～令和3年1月20日（水）
- 意見提出者数：25名
（内訳）持参：1名、郵送：3名、ファックス：2名、ホームページ：19名
- 意見総数：69件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。
- 周知方法：北区ニュース、北区ホームページ
- 閲覧場所：北区ホームページ、土木政策課、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館

2. パブリックコメントによる内容の修正箇所

	掲載箇所	修正前	修正後
1	公園総合整備構想 P.61	記載なし	基本方針「メリハリのある公園整備」の施策を追加 「公園の利用実態や地域特性を踏まえて駐輪場などを整備し、来訪しやすい公園づくりを推進していきます。」
2	公園総合整備構想 P.64	施策Ⅱ-③-B 管理「ビオトープなどの生きものの生息地となる水辺がある公園では、生きものの生息環境に配慮した植栽管理や水質を適切に維持するための定期的な管理を行います。」	施策Ⅱ-③-B 管理・運営「公園内のビオトープなど、生きものの生息地となる場所では、生きものの生息環境に配慮した植栽管理や水質を適切に維持するための定期的な管理を行います。」

3. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

- 意見の内訳：
 - ① 構想全体について：6件
 - ② 第1章 構想の概要について：1件
 - ③ 第2章 北区の現況について：6件
 - ④ 第3章 理念と目標について：6件
 - ⑤ 第4章 基本方針について：1件
 - ⑥ 第5章 施策の展開について：12件
 - ⑦ 第6章 推進の仕組みについて：1件
 - ⑧ 北区公園魅力向上推進プランについて：4件
 - ⑨ その他：32件（個別の公園に関するご意見・喫煙に関するご意見）

No		意見概要	区の考え方
1	全体	公園・緑地はあらゆる年代の区民にとって、なくてはならない大切な空間であり、温暖化、水害などの防災面、持続可能な景観づくりなど、地球規模の課題を担っている。この観点に立ち、使命感をもって公園行政を進めていくことが求められている。	<p>本構想および推進プランでは、基本方針として「自然環境に配慮した公園づくり」「計画的な公園整備の推進」「公園施設の安全性の向上」「地域資源を活かした個性ある公園づくり」などを示し、方針に基づく様々な施策を推進していくことで、基本理念として掲げる“にぎわいを生み・くらしを豊かにする魅力ある公園”づくりを進めてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見は、今後の公園行政の参考とさせていただきます。</p>
2	全体	民間企業による高層マンションなどの乱開発や地球環境を壊してきた経済優先の大型道路建築計画などに負けない、崇高な公園・緑地行政の推進が必要。	
3	全体	北区の公園・緑地行政が、地球規模の課題を担いつつ、また、全世代の区民の憩いの場をさらに創出し、豊かに発展していくことを期待する。	
4	全体	公園や緑地の継続性がないことが何よりも残念に思う。都内どこでも言えることだが、高層ビル、高層マンションの谷間に公園や緑地が埋もれている。	<p>本構想では、基本方針のひとつに「自然環境に配慮した公園づくり」を示し、区内の緑のネットワークを考慮しながら、公園が市街地における緑の拠点となるよう緑化を推進してまいります。</p>
5	全体	工場移転などに伴い小さな敷地が出ると狭小住宅や安アパート、大規模敷地が出ると大規模マンションが建ってしまうが、先手を打った自治体にしかできない施策を期待する。	<p>本構想では、「計画的な公園整備」を基本方針として示し、周辺地域のまちづくりとあわせて公園の整備や老朽化した公園の再生整備を推進してまいります。また、いただいたご意見は、今後の公園行政の参考とさせていただきます。</p>

6	第2章	<p>近隣以上の公園の配置について、浮間1～2丁目、志茂3～5丁目を置き去りにされているのが明らかと感じる。志茂3～5丁目区域は都市計画マスタープランでは「赤羽東地区」としてまとめられ、地域公共交通計画ではまるで存在しないかのように扱われ、いったい北本通りの東側は誰が良くしてしてくれるのか、疑問と不安を持たざるを得ない。</p> <p>これらの地域は大規模区画整理を行い都事業によるスーパー堤防整備とともに広大な高台公園にすることも視野に入れてはどうか。</p>	<p>本構想では、「計画的な公園整備」を基本方針として示し、周辺地域のまちづくりとあわせて公園の整備や老朽化した公園の再生整備を推進してまいります。また、いただいたご意見は、今後の公園行政の参考とさせていただきます。</p>
7	第1章	<p>都市緑地と都立公園については、直接の対象ではないが、本構想の内容に大きな影響を及ぼすため、位置的關係や機能に配慮する旨記載していただきたい。</p>	<p>都市緑地や都立公園は、本構想の対象外ではありますが、対象となる公園と密接に関係しているため、公園整備や管理・運営の際には、配慮することといたします。</p>
8	第2章	<p>夜間施錠される緑地が北区には多い印象がある。</p>	<p>公園・緑地を夜間施錠する場合は、地域住民の皆さまからの要望に基づき実施しています。</p>
9	第2章	<p>公園の分布図について、単純に同じ大きさの円を描いて充足しているかを見るのではなく、人口密度の重みをつけて円を描いてみてほしい。マンションが乱立している地区は円が小さくなり、公園が不足している地域がもっと出てくるはずである。</p>	<p>公園の分布図は、公園の配置や誘致圏の現況を表す指標として作成いたしました。また、いただいたご意見は、今後の公園整備の際に参考とさせていただきます。</p>
10	第2章	<p>子どもの遊びから体作りをする観点から、アスレチックもだが下記も考慮してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車などの練習が出来る交通公園が無い ・球技などを、スポーツクラブ・団体に所属せずに自由に出来る場所が無い ・スケートボードなどが利用できるスペースが無い 	<p>本構想では、基本方針として「メリハリのある公園整備」を示し、日常的に利用する公園については「利用テーマ」を設定するなど、利用者がニーズにあわせて訪れる公園を選択できるような公園整備を推進してまいります。</p> <p>また、「多様な主体の創意工夫による公園の活用」の基本方針では、区民と協働した利用ルールの検討や、公園を利用しない人々からも意見を聴取する仕組みをつくることで、近隣住民の</p>

11	第2章	<p>交通公園を検索しても区内には無い状況なので、遊び場の充実の観点から【タイプ2】あるいは【タイプ3】に自転車やゴーカート、豆自動車など貸出、ミニ列車、資料室など交通公園の設置も必要。</p>	<p>方々も含めた、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを推進してまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の公園整備や管理・運営の際に参考とさせていただきます。</p>
12	その他	<p>現在、神谷公園は小中一貫校の建設工事に伴い閉鎖されており、神谷地域の子どもの貴重な遊び場が奪われている。北運動場の午後の時間帯で利用予約が入っていないければ、遊び場として開放するなど、対応を考えていただきたい。</p> <p>また、神谷地域では「ボール遊びができる広場」がない。「新」神谷公園には、ボール遊びが出来ることを望むが、北運動場でボール遊びを許可し、曜日や時間を限定して開放するといったことが定着すれば、「新」神谷公園は別テーマの公園として設置可能になるかもしれない。</p> <p>これは構想や計画に対しての意見ではなく、もっとミクロな意見だが、こういった『わた毛』のような区民の意見に真摯に耳を傾け、『タンポポ』の花が咲くが如く、にぎわいを生み・くらしを豊かにする魅力ある公園が出来ることを切に願う。</p>	
13	その他	<p>団地住宅街の公園には、椅子、グラウンドは要らない。椅子を置くと、深夜不良のたまり場となり、騒音の原因になる。又、ホームレスの寝床になって臭い。グラウンドも住宅街には要らない。朝から声や球の音がうるさく、窓も開けられない。野球、サッカーをやりたければ、土手に行けば良い。これからの時代、公園には椅子、グラウンドは廃止である。</p>	<p>本構想および推進プランでは、施策の一つとして、施策Ⅰ-①-A「公園の利用ルールについて、公園を利用しない人々からも意見を聴取する仕組みをつくり、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを推進していきます。」を示しています。いただいたご意見は、今後の公園運営の際に参考とさせていただきます。</p>

14	第3章	<p>基本目標Ⅰにおいて「誰もが使いやすい身近な公園」と定めているため、公園へのアクセス方法に関する検討も、計画に盛り込むことを検討いただきたい。</p> <p>また、コロナ禍により、公園利用の目的や来訪交通手段の多様化が進んでいるため、徒歩、公共交通はもとより、自動車や自転車による来訪もしやすい公園とすべく、駐輪場、駐車場の整備についても推進プランにおける検討事項に追加することを検討いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、基本方針「メリハリのある公園整備」の施策として「公園の利用実態や地域特性を踏まえて駐輪場などを整備し、来訪しやすい公園づくりを推進していきます。」を追加しました《修正箇所1》。</p>
15	第3章	<p>基本目標Ⅲの「個性豊かな楽しい公園」の推進について、必要なのか疑問である。区民としては、区外から遊びに来るひとが多いような公園より、「日常的に利用する公園」の整備を優先してもらいたい。</p>	<p>北区の資源を活かした「個性豊かな楽しい公園」づくりを推進していくことで、区外の方を呼び込むとともに区内の方にも北区の魅力を再発見してもらい、より地域に誇りや愛着を持っていただくことを目指してまいります。</p>
16	第4章	<p>子育て世代としては、地域の「日常的に利用する公園」の「公園施設の安全性の向上」に力をいれてもらいたい。未就学児は毎日のように公園を利用する。重点方針とされている「トイレの快適性の向上」の重要性も理解するが、近所の児童遊園では、遊具やベンチ、柵などのペンキがはげて、鉄の錆が目につき、『北区公園施設長寿命化計画』に基づいて手入れしているのかと気になる。</p>	<p>区としても、基本方針「公園施設の安全性の向上」は非常に大切な方針であると認識しており、引き続き公園施設の安全性と快適性の向上の両立を目指した、計画的な維持管理を行ってまいります。</p>
17	その他	<p>赤羽公園は、数年前に修理整備されたが、老朽化がはげしく、ペンキがはげ、タイルのデコボコがひどくなって安心して歩くことも出来ない。けががおこってからでは、遅すぎる。</p>	<p>また、いただいたご意見は、今後の公園管理の際に参考とさせていただきます。</p>
18	その他	<p>赤羽公園を無くさないでほしい。赤羽東地域では、数少ない貴重な公園であり、修理したうえで存続する事を希望する。</p>	

19	その他	<p>赤羽公園を一刻も早く、きれいな公園に蘇らせてほしい。赤羽東地区は、近年『本当に住みたい街ランキング』などで上位にランクインし続けてきたが、昨年はベスト5位にも入らない状況となった。この原因の一つに、赤羽公園の荒廃が目立ってきているのではないかと思う。メインの噴水は壊れたまま放置され、お年寄りや乳児が歩くタイルは、割れたり穴があいてつまずいたりして、転ぶケースや、車いすを押しにくくなっている。</p> <p>また、住民が暮らしていく中で公園は大切な位置にある。公園で遊んだ家族が、商業施設で買い物や食事をすることも多いようであり、商業施設と連携した公園の役割も大切だと思う。</p>	<p>区としても、基本方針「公園施設の安全性の向上」は非常に大切な方針であると認識しており、引き続き公園施設の安全性と快適性の向上の両立を目指した、計画的な維持管理を行ってまいります。</p> <p>また、いただいたご意見は、今後の公園管理の際に参考とさせていただきます。</p>
20	その他	<p>下記のとおり赤羽公園への整備の要望をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全と清潔な洋式トイレの設置を ②子どもの遊び場を除き地面のブロック化と現ブロックの凹凸の修理を ③中央の騎士の銅像、まわりの改繕、修理を ④防災・非常用として外燈の増設を ⑤園内に飲食関係の出展の動きがあるのか。安全、清潔の公園を考えると賛成はできない。 	
21	第5章	<p>以前はあちらこちらに見られた公衆トイレもコンビニエンスストアの普及のためか減っていった。しかしその24時間営業が少しずつ見直されている中、災害時はもちろん平常時においても町中の公衆トイレの必要性は高まっていると考える。公園周辺だけに限らず区全体のバランスに関しても考慮してほしい。</p>	<p>公園のトイレは、公園利用者を対象としており、本構想では民間施設や公共施設のトイレとの位置関係は考慮しておりません。なお、避難場所やいっとき集合場所に指定されている公園もあることから、今後の公園整備や管理・運営の際は、災害時の公園のトイレ利用なども考慮してまいります。</p>

22	第5章	日常的に利用する公園【タイプ4】で、利用テーマ毎に対象公園例が記載されているが、記載されていない公園についても、どの利用テーマに当たるのか知りたい。全てのタイプ4の公園について、テーマ毎の一覧表を掲載してはどうか。	本構想で示した対象公園例は一例であり、その他の公園については、今後、住民の皆さまなどのご意見も伺いながら、テーマを決めていきたいと考えております。
23	第5章	日常的に利用する公園【タイプ4】について機能を絞る旨の記載があるが、機能は1つに絞る必要はなく、2つ程度まで許容してよいのではないか。	日常的に利用する公園【タイプ4】の機能については、ご意見のとおり1つに絞る必要はないと考えております。
24	第5章	「地域住民との合意形成」の対象は、誘致圏内の地域住民のみならず、実際に利用する人や利用したい人を交えて合意形成を図るべきである。	合意形成の際には、公園を利用する方・したい方のご意見を聴取する仕組みとしてまいります。
25	第5章	公園管理サポーターの対象は、近隣住民でなくても利用者ならば参加できるようにしていただきたい。特にビオトープなど生きものの生息地の保全を伴う公園管理は、専門的な立場の方も参加し、維持管理を長期的に継続する体制が不可欠である。	いただいたご意見は、今後「公園管理サポーター」制度の内容を検討する際の参考とさせていただきます。
26	第5章	避難スペースや減災機能のみならず、被災後の復旧復興段階において、災害廃棄物の仮置場、コミュニティスペース、仮設住宅・時限的市街地の敷地としても公園は重要な役割を持つ。水害に脆弱な北区としては、復旧復興段階の視点も踏まえた公園整備が必要であり、施策に追加していただきたい。	復旧復興段階における公園の活用・整備については、「北区震災復興マニュアル」に基づいて関連部署と連携して進めていくこととしています。

27	第5章	<p>都市内の公園で生物多様性を維持する上では、植栽、除草、清掃、水管理などの維持管理と、動植物などの調査・モニタリングを区民レベルで継続的に取り組む仕組みの構築が成功の鍵となり、専門家との連携も必要となる。これらは「運営」に関する施策として追加が必要である。Ⅲ-①-Eの環境学習プログラムとの連携も含めて推進していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策「Ⅱ-③-B」の管理に加え運営を追加しました。</p>
28	第5章	<p>ビオトープなど生きものの生息地となりうるのは「水辺がある」公園だけではない。林や草地に生息する生き物もいるため、「水辺がある」の文言は削除していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策「Ⅱ-③-B」の表現を修正しました《修正箇所2》。</p>
29	第5章	<p>ビオトープなど生きものの生息地がある公園の指定管理者は、通常の公園管理と異なることを理解し協力してもらえることが条件である。指定管理者制度を緑地全域に広げる際も同様である。特に北区・子どもの水辺では協議会方式で河川管理者・区・区民が役割分担し、15年以上に渡る自然環境保全を続けてきているため、これまで区が行ってきた管理を指定管理者に引き継ぎ、協議会にも参加してもらえるように配慮していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、指定管理者制度導入の際などに参考とさせていただきます。</p>
30	その他	<p>特定の公園では、園内に喫煙者がおり吸殻が落ちている。しかも指定管理者はこれらの行為を黙認している。このような業者に公園の指定管理を行う資格はなく、別の業者を選定しなおすべきである。公園管理に指定管理者制度を用いる場合は、園内全面禁煙について指定管理者に徹底させるべきであり、それができないような業者は指定管理者に選定すべきではない。</p>	

31	第5章	<p>公園管理サポーター制度について、これまでも「住民参加の公園づくり」として、計画段階から住民が参加していたが、さまざまな問題が発生した。しかし、本計画書からはこれらの出来事に対する反省や教訓といったものが、まるで読み取れない。公共の場の管理運営に住民の声を反映させること自体は反対ではなく、むしろ大変結構だと思うが、このまま推進すればまた同様の問題を繰り返すのではないか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、公園管理サポーター制度を検討する際は、これまでの住民参加の問題点などを整理したうえで、同様の問題が起こらない制度設計に努めてまいります。</p>
32	第5章	<p>ドッグランについて、区内のどこかの公園にドッグランを設置して、その管理運営は利用者が自主的におこなうという形のものを考えているように見受けられるが、ここに書かれたことだけでは納得はおろか、まともな検討すらできない。実際は利用者による管理運営の難しさや利用者同士のトラブル、ドッグランが公園の一定部分を専有してしまうなどの課題があり、「検討を行います」といった言葉だけで片付けてほしくない。</p>	<p>ドッグランは、これまでの区民の皆さまのご要望を踏まえた一例であり、利用ルール検討の際にはいただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
33	第5章	<p>いずれの事柄(施策)にしても、書かれていることが抽象的、漠然とし過ぎていて、意見の出しようがない。真摯に区民の意見を求めるというのであれば、それぞれの事柄について、行政としてどのように考えているのかを、より具体的にきちんと説明して、その上で意見を求めるべきではないか。改めて区の見解を広く区民に開かれた形、つまり公開という形で説明すべきである。</p>	<p>本構想は区立公園・児童遊園のあるべき姿を定め、魅力ある公園づくりの視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた施策を展開していくことを目的としており、それぞれ個別の施策の具体的な内容については記述しておりませんが、施策のなかでも特に優先的に推進すべき施策である「リーディングプロジェクト」については、推進プランの中で取組み内容や実施時期を定めていきます。</p>

34	第6章	<p>公園整備のワークショップの場に「参加したことがない」理由として「開催されていること自体知らなかった」が77%も占めるのは、告知や開催方法に問題があると考えます。告知に SNS を活用する、Web 会議システムで参加できるワークショップを開催するなど、若年世代にしっかり届く告知と住民参加の方法になるよう、大幅な改善が必要である。ICT を活用した区政運営は with コロナ時代の「新しい日常」にも対応するため、早急な推進を求めたい。</p>	<p>区民の皆さまに広く情報が届くよう、時代に合わせた情報発信方法を検討してまいります。なお、Web 会議システムでのワークショップの開催方法などについては、情報環境の整備と合わせて検討して参ります。</p>
35	推進プラン	<p>Park-PFI を活用して生活利便施設や商店の少ない住宅地にある公園は園内にコンビニエンスストアを誘致、あるいは、移動販売車スペースを設置して買い物支援することで公園の利用推進に繋がるのではないかと。飛鳥山公園についても園内に売店など設置されれば区外からの訪問者を増やすきっかけになると思う。</p>	<p>指定管理者制度や Park-PFI 制度を導入することで、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園の質や公園利用者の利便性の更なる向上が期待できます。</p> <p>今後これら制度の導入にあたっては、いただいたご意見を参考とし、事業者選定の際に厳正なる審査を行ってまいります。</p>

36	推進プラン	<p>2020 年度から公園の管理運営に指定管理者制度や Park-PFI 制度を導入する予定とあるが、以下の理由から区の直営で行うべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営上の課題改善や公園の魅力向上は区の直営で出来ると考える。今まで区で十分おこなったのか。近所の赤羽公園ひとつ見ても区が整備に十分力を入れてきたとは感じられない。 ・小規模な公園が多く、売店などを設置するスペースはない。小さなスペースに無理やり設置するのではないか。収益があがらなければ公園の管理運営に支障を来たすのではないか。 ・地域住民の意見、要望が届きにくくなり、区議会の関与も薄まるのではないか。 ・公園の少ない地域では多岐にわたる年齢層の人が共に利用しており、また遊具は乳幼児の遊び、発達に大きな力を発揮している。公園内に飲食店や売店などの施設が設置されるのは反対である。 	<p>指定管理者制度や Park-PFI 制度を導入することで、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園の質や公園利用者の利便性の更なる向上が期待できます。</p> <p>また、都市公園においては、オープンスペース確保のため建蔽率の制限が規定されており民間の店舗などを設置する場合は、建蔽率を満たす店舗などを設置することとなります。</p> <p>今後これら制度の導入にあたっては、いただいたご意見を参考とし、事業者選定の際に厳正なる審査を行ってまいります。</p>
----	-------	---	---

37	推進プラン	<p>指定管理者制度と Park-PFI 制度の導入や推進が強調されているが、いくつか懸念もしくは憂慮すべきことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利企業は放っておいたら、金儲けを優先して公共性をないがしろにし、公園環境が悪化するのではないか。こうしたことが、指定管理者制度や Park-PFI 制度において起きない保証はどこにあるのか。 ・民間事業者が公園内で商業活動をおこなうことによって、本来は公共の場である公園の公共性が損なわれる恐れがあるのではないか。 ・受託した企業では、公園の維持管理などの仕事においても、収益の確保・増加のため、人件費の抑制を図り、これらの仕事においても、低賃金・不安定雇用の非正規労働を多用させることが十分考えられる。指定管理者制度や Park-PFI 制度を推進することは、こうした非正規労働者の増大という結果に繋がりがねず、格差社会への反省などから「働き方改革」が強調されるなか、こうした動きに逆行することを地方公共団体がおこなって良いのか。 ・実務を外部の事業者に委託することにより、区の職員は公園の管理運営の実務をしなくなるため、長期的に見て、公園の管理運営のなんたるかを知らない区職員ばかりになり、公園の管理運営のノウハウが維持できなくなるのではないか。 	<p>指定管理者制度や Park-PFI 制度を導入することで、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園の質や公園利用者の利便性の更なる向上が期待できます。</p> <p>今後これら制度の導入にあたっては、いただいたご意見を参考とし、事業者選定の際に厳正なる審査を行ってまいります。</p>
----	-------	---	---

38	その他	<p>体調を崩している時、たまたま飛鳥山公園の桜を見に孫や息子と訪れたことをきっかけに、ウォーキングが日課になり、体調もだいぶ回復しつつある。整備に力を入れている様子も素晴らしい。飛鳥山ありがとうございますと言いたい。他にも自然と一体で子どもも大人も楽しめる公園が詳しくわかるパンフレットがあると助かる。</p> <p>また、名主の滝公園を30年ぶりに訪れ、飛鳥山公園に比べてさびれている様子に驚いた。高齢者も楽しめる由緒ある場所として整備してほしい。</p>	<p>施策Ⅲ-①-C のリーディングプロジェクトにおいて、北区の観光やまちあるきの拠点となっている公園の情報の整理を行ってまいります。</p> <p>また、いただいたご意見は、今後の公園整備や管理・運営の際に参考とさせていただきます。</p>
39	その他	<p>小さな公園のあるべき姿を望む。安らぎと潤いのある公園が欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動公園風な作り方は無理。狭すぎる。 ・公園を使える時間を管理してほしい。 ・公園の周りを囲めないか。 ・学校の校庭を夕方まで開放できないか。 ・花や木を公園の真ん中にも至るところに植えるようにしてもらえないか。 ・ゴミを拾って持ち帰ることを教えて欲しい。大きくシンプルに看板にも書いて欲しい。 ・この実情を実際に見てほしい。 <p>公園がこのような状態になったのは、ここ2、3年である。周りにマンションが増え、子どもが急激に増えた事、公園を数年前に造り変えた事、いろいろ原因があるかと思うが、怖くてなかなか注意できない。大きな災害やコロナウイルスで不安な世の中で、せめて近くの公園に心が癒される静かな生活ができるよう、近所の方々や区の職員と共に住みやすい地域を作っていきたいと願っている。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の公園づくりの参考とさせていただきます。</p> <p>また、区民の皆さまとともに北区の公園が“にぎわいを生み・くらしを豊かにする魅力ある公園”となるよう、引き続き各施策に取り組んでまいります。</p>

40	その他	<p>飛鳥山の桜や音無溪谷の自然など、江戸時代から風光明媚な観光名所だった王子を中心に、現在でも交通の便などでポテンシャルのある立地を活かし、上野や谷根千エリアに次ぐ東京北部の観光地として魅力の向上、“『風光明媚』北区の復権”を期待する。</p> <p>民間企業や地元商店と手を組んで、ゆくゆくは土産物屋が建ち並ぶくらい、風光明媚な公園を中心とした観光名所として盛り上がることを期待している。その際、公園整備や観光事業に協力してくれる企業や商店には補助金や税制の優遇など、お互いプラスに働くプロジェクトを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区の地形で最も特徴的な区の中央を走る武蔵野台地の崖線を活かした公園整備をしてほしい。区内で崖線の上から眺望を楽しめるような公園は思いの外少なく、一昔前まであったスカイラウンジのような、飛鳥山の眺望を活かす公園づくりをしてほしい。また、飛鳥山公園には民間のカフェが欲しい。 ・音無親水公園周辺に、現在では面影もなくなってしまった扇屋や海老屋などの料理屋のような観光で訪れる人々を楽しませる商業施設の誘致をしてほしい。王子駅北口からのアプローチの整備、王子新扇屋ビルを中心に対岸の数件のビルらとの民間の協力による再開発を期待する。歌川広重の名所江戸百景にある王子大堰もできることなら復元してほしい。 	<p>いただいたご意見は、今後の公園整備や運営の際に参考とさせていただきます。</p>
----	-----	--	---

40	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にあった王子七滝。現在では名主の滝のみになってしまった武蔵野台地の崖線ならではの観光資源を、可能な限り公園として整備・復元してほしい。 ・スポンサー企業を集めてスポンサード協力をお願いするとともに、Park-PFI制度を積極的に活用して、王子七滝を可能な限り公園として整備・復元してほしい。 	<p>いただいたご意見は、今後の公園整備や運営の際に参考とさせていただきます。</p>
41	全体	<p>北区たばこ対策基本方針に基づき公園内禁煙となったのであるから、公園はたばこを吸う場所ではなく完全禁煙であることを北区公園総合整備構想及び北区公園魅力向上推進プランにも明記するべき。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>
42	第2章	<p>北区の区有公園は北区たばこ対策基本方針に基づき禁煙となっているが、喫煙者が排除できておらずたばこの吸殻も落ちている。現状ではこのような課題が存在している旨と、この課題を解決するための具体策を北区公園総合整備構想に盛り込むべき。</p>	
43	第3章	<p>基本理念は「にぎわいを生み・くらしを豊かにする たばこの煙の無い魅力ある公園」とするべき。</p>	
44	第3章	<p>基本目標Ⅰについて、「多くの方々が気持ちよく公園を利用していくため」には、公園から喫煙者を徹底的に排除する必要がある。</p>	
45	第3章	<p>基本目標Ⅱの記載について、「公園を安全でやすらげる場所とするためには、園内で受動喫煙に晒されず、公園施設を清潔・快適なものとしていくとともに、防災・減災機能を強化していく必要があります。」とするべき。</p>	

46	第3章	基本目標Ⅲについて、「訪れた人が「楽しい」「また来たい」と感じるような公園」であるためには、園内に喫煙者がいたり吸殻が落ちていてはならないはずである。	区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。
47	推進プラン	リーディングプロジェクトに、「公園内全面禁煙の実効性確保」といった趣旨の施策を追加するべき。	
48	その他	公園内に「禁煙」の掲示を増やすべき。また、すべてのベンチに「禁煙」と掲示すべき。	
49	その他	ある公園では喫煙しながら将棋をしている集団がいる。これまでに10回以上は区や警察に通報しているが状況は改善していない。違法喫煙している時間場所は明らかであるから、その時間帯だけでも監視員を配置して喫煙を辞めさせるべき。	
50	その他	喫煙者を排除するための監視員を公園内に常駐させるべきである。	
51	その他	公園内で喫煙する人がいて子どもも含めて受動喫煙の被害を受ける。全面禁煙はもちろん、指導員を配置するなど対策強化して欲しい。	
52	その他	公園は、もうそろそろ禁煙を徹底しても良いのではないか。屋外も健康増進法では、配慮義務が課された。公園は、子どもや妊婦さんにとっても安全な場所であってほしい。東京都の子どもに受動喫煙させない条例などとも、整合性が取れない。	

53	その他	<p>北区たばこ対策基本方針に基づき公園内禁煙となっているはずだが、残念ながら北区内にたばこの吸殻が落ちていない公園は存在しない。特に喫煙者や吸殻のポイ捨てが多い公園を、「特に喫煙者を排除する必要がある公園」として指定し、重点的な対応を行うべき。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>
54	その他	<p>公園内にいる違法喫煙者を通報したくとも北区の担当窓口は平日の日中しか開いていない。そのため、土日や深夜早朝用通報窓口を設けるべき。また、違法喫煙者を通報するための受付電話番号を公園内に掲示するべき。</p>	
55	その他	<p>北区たばこ対策基本方針に基づき公園内禁煙となっているにもかかわらず園内には喫煙者がいる。何度も何度も区に苦情・要望を伝えているが、テンプレ回答が来るだけで状況はまったく改善していない。どの部署が主導なのかはわからないが、担当部署の改変も含めて体制を見直し、公園から喫煙者を一掃するために、北区のすべての部署が共同すべき。</p>	
56	その他	<p>公園内を、加熱式たばこや電子たばこなども含めて完全禁煙化してほしい。公園内に喫煙所や灰皿は不要。違反者は罰金など、厳罰にしてほしい。</p> <p>公園内での喫煙は受動喫煙の元凶である。喫煙所や灰皿も受動喫煙の元凶かつクラスター感染源である。感染や受動喫煙を助長する。</p>	

57	その他	<p>区内の一部の公園でたばこの受動喫煙が一向に無くならない。公園は本来健康増進を目的とした施設であるべきで、喫煙により利用者の健康被害が及ぶのでは公園とは言えないのではないかと。区として受動喫煙対策をしていることを誇示するため、公園の一律禁煙化を求める。努力義務では限界であり、喫煙したものは過料を課すなど公園での受動喫煙を減らすために必要なことをしていただきたい。</p>	
58	その他	<p>公園及びその周辺は子どもや親子連れが主に利用するが、その中で平気で喫煙する、若しくは隠れて喫煙する、禁煙なのに吸い殻が落ちていたり、ポイ捨てが後を絶たない。公園や周辺の禁煙を個々の努力に頼るのは無策以外の何者でもない。ちゃんと罰するようにしないと減はずもなく、職務怠慢である。</p> <p>「住めば北区」とかいうスローガンを掲げているが、この状況なら近い将来、若い家庭は区外へ出て行くだらう。早急に対応することを望む。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>
59	その他	<p>ある公園では、園内禁煙なのにもかかわらず週末の午前中に将棋をしながら喫煙している人がいる。区にも10回以上通報しており、その時間帯に巡回を行うよう要請しているが拒否された。担当課は課内に喫煙者が多く、受動喫煙を防止しようとする意志が欠如している。このような部署に公園管理を行う資格はない。整備構想にも、「現在の担当課は公園の管理を適切に行っていない」旨を現状の課題として記載するべきである。</p>	

60	その他	<p>北区の公園は園内禁煙であるにもかかわらず喫煙者が多く、吸殻の落ちていない公園は存在しない。北区にも何度も何度も訴えているが、「巡視を強化する」というテンプレ回答が返ってくるだけで状況はまったく改善されていない。もはや、区の公園を適切に管理する能力が無いと言わざるを得ない。ついては、組織体制を抜本的に改めるべきである。現状のまま改善する気がないのであれば、「北区の公園は非喫煙者にとって訪れるべきではない場所である」ことを整備構想に明記するべきである。</p>	
61	その他	<p>喫煙所が不十分な状態で公園を全面禁煙しても、守られない現状を踏まえて対策すべき。公園の全面禁煙は見直しが必要。</p> <p>日常的に利用する公園 【タイプ4】 利用テーマ①憩い、やすらぎ については、特に、喫煙者の便宜を計り、遊び場より喫煙所の機能を充実させて、吸う人と吸わない人が共存できる分煙された公園は必要だと思う。一方、遊び場の機能を充実させる、利用テーマ②遊びなど、北区の顔となる公園 【タイプ1】、個性的な機能をもつ公園 【タイプ2】、休日におでかけする公園 【タイプ3】については喫煙所無しで園内禁煙が望ましいと思う。</p> <p>適度な数の喫煙所が公園内に設置されれば、喫煙者の居場所が確保されるため、歩きたばこ、路上喫煙、たばこのポイ捨て、受動喫煙防止にも繋がるはずである。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>

62	その他	<p>公園でたばこを吸う人が多いので、くさくて大変迷惑である。受動喫煙でコロナをうつされそうである。吸殻もポイ捨てされて環境汚染である。</p> <p>公園内を完全に禁煙にしてほしい。電子たばこもやめてほしい。公園内に喫煙所や灰皿を置くのもやめてほしい。たばこの煙がもれてくさくて不快で受動喫煙で迷惑である。</p>	
63	その他	<p>「区有公園は園内禁煙であるにもかかわらず喫煙者がいる」ことを、解決すべき課題として構想に盛り込むべきである。</p>	
64	その他	<p>区有公園は園内禁煙であるにもかかわらず喫煙者がいる。土木部には何度も何度も苦情を伝え、喫煙者やポイ捨ての証拠写真を見せているが、いっこうに状況が改善されない。この苦情に対し土木部は「巡視を強化する」とだけ繰り返しているが、実際には「巡視の強化」すら行われていない。もはや、現在の土木部には北区の公園を適切に管理する能力が無いと言わざるを得ない。ついては、責任者を更迭し組織体制を抜本的に改めるべきである。また、このような部署には北区公園総合整備構想や北区公園魅力向上推進プランの案を作成する資格はない。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>

65	その他	<p>千代田区のように監視員を巡回させる、罰則を設けるなどの措置が必要だと思ふ。但し、受動喫煙対策を口実に喫煙所を新設することだけは絶対にしないでほしい。特に今はコロナ禍。喫煙所がクラスターになった例もニュースになり、喫煙者が重症化しやすいことも明らかになっている。監視員に禁煙啓蒙のチラシを配らせるのも良い。</p> <p>喫煙者のいない、誰もが安心して利用できる公園にしてほしい。</p>	<p>区では令和2年4月から「北区たばこ対策基本方針」に基づき、区が管理するすべての公園を禁煙としました。区では望まない受動喫煙が生じないように、禁煙ののぼり旗の設置や警告看板等を適正に配置し、園内の巡視や清掃を継続的に取り組んでおります。</p>
66	その他	<p>イベントなどで公園を一時占有させる場合は、事業者に対し園内禁煙を徹底させ、それが出来ない事業者には占有を許可するべきではない。</p>	<p>占有許可の際には、事業者に対し園内喫煙の徹底を呼び掛ける対応を行っておりますが、いただいたご意見を参考に引き続き園内の禁煙に努めてまいります。</p>
67	その他	<p>北区の区有公園は北区たばこ対策基本方針に基づき禁煙となっているが、北区内に多数ある都立団地敷地内の公園は禁煙化されていないため喫煙者だけであり、たばこの吸殻が散乱している。北区と東京都で連携し、都立団地敷地内の公園を全面禁煙化するべき。</p>	<p>都営住宅団地などの敷地内の公園は本構想の対象外となりますが、いただいたご意見は東京都へ情報提供させていただきます。</p>
68	その他	<p>全ての路上や公園を禁煙区域化してほしい。また、街中の路上や店舗前などにある灰皿や路上喫煙所を全て設置禁止にして撤去してほしい。</p>	<p>区が管理する公園は令和2年4月から禁煙としました。</p>
69	その他	<p>歩きたばこや路上喫煙、公園での喫煙を禁止して摘発し、違反者から罰金を徴収してほしい。また、たばこの吸殻ポイ捨てを禁止し違反者から罰金を徴収してほしい。</p>	<p>公園外での喫煙行動等については本構想の対象外となりますが、区の関係各課が関係法令に基づき適切に対応するとともに、引き続き関係法令の周知・啓発に努めてまいります。</p>